

定 款

(最新版)

(制定	H23.3.12)
一部変更	H.26.5.30……名誉顧問を追加
一部変更	H.27.5.16……評議員、役員の数変更他
一部変更	H.29.5.28……評議員会開催、議事録署名人 変更および事務局等設置
文言整理	H.30.6.10……定款全般の文言整理、文章明 瞭化と法令文表現に合わせる
一部変更	R.2.06.04……定款第18条,第38条,第52 条及び附則の変更

公益財団法人 岩陽学舎

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条	名 称	5
第 2 条	事 務 所	5

第 2 章 目的及び事業

第 3 条	目 的	5
第 4 条	公益目的事業	5
第 5 条	事業年度	5

第 3 章 資産及び会計

第 6 条	基本財産	5
第 7 条	事業計画及び収支予算	6
第 8 条	事業報告及び決算	6
第 9 条	公益目的取得財産残額の算定	6

第 4 章 評 議 員

第 10 条	評 議 員	7
第 11 条	評議員の選任及び解任	7
第 12 条	権 限	8
第 13 条	任 期	8
第 14 条	評議員に対する報酬等	8

第 5 章 評 議 員 会

第 15 条	構成及び権限	9
第 16 条	開 催	9
第 17 条	招 集	9
第 18 条	招集の通知	9
第 19 条	議 長	10
第 20 条	定 足 数	10

第 21 条	決 議	10
第 22 条	決議の省略	10
第 23 条	報告の省略	10
第 24 条	議 事 録	10
第 25 条	評議員会規程	11

第 6 章 役 員

第 26 条	役員の設定	11
第 27 条	役員を選任	11
第 28 条	理事の職務及び権限	11
第 29 条	監事の職務及び権限	12
第 30 条	役員任期	12
第 31 条	役員解任	13
第 32 条	報 酬 等	13
第 33 条	取引の制限	13
第 34 条	名誉理事長及び顧問	13

第 7 章 理 事 会

第 35 条	設 置	14
第 36 条	権 限	14
第 37 条	開 催	14
第 38 条	招 集	15
第 39 条	議 長	15
第 40 条	定 足 数	15
第 41 条	決 議	15
第 42 条	決議の省略	15
第 43 条	報告の省略	16
第 44 条	議 事 録	16
第 45 条	理事会規程	16

第 8 章 定款の変更及び解散

第 46 条	定款の変更	16
第 47 条	合 併 等	16

第 48 条	解 散	17
第 49 条	公益目的取得財産残額の贈与	17
第 50 条	残余財産の処分	17

第 9 章 委 員 会

第 51 条	委 員 会	17
--------	-------	----

第 10 章 事 務 局

第 52 条	事務局等	18
--------	------	----

第 11 章 舎 監

第 53 条	舎監	18
第 54 条	備付け帳簿及び書類	18

第 12 章 賛 助 会 員

第 55 条	賛助会員	
--------	------	--

第 13 章 情 報 公 開

第 56 条	情報公開	19
--------	------	----

第 14 章 公 告 の 方 法

第 57 条	公告の方法	19
--------	-------	----

附 則		19
-----	--	----

別表第 1	基本財産（この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産）（第 6 条関係）	20
-------	---	----

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人岩陽学舎と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、旧岩国藩主吉川家の学舎創設の精神に則り、岩国市及びその周辺に本籍又は縁故を有し、東京地区の大学で学ぶ者達が、向学精神を昂揚し、互いに切磋琢磨し、その学業を達成し、高潔な人格を陶冶する場として学舎を運営し、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 岩陽学舎の維持・運営
- (2) 学生の教養、訓育に関する調査並びに研究
- (3) その他前条の公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、東京都において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第 1 の財産は、

この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ず基本財産の一部を処分又は担保に提供するとき並びに基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得たのち、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われる決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定する。

第 4 章 評 議 員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員 5 名以上 8 名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1 名を評議員会長とする。
- 3 評議員会長は、評議員会の議長の職務に当たる。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を越えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法

人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

- 3 評議員会長は、評議員会において選任する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（ 権 限 ）

- 第 12 条 評議員は、評議員会を構成し、第 15 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（ 任 期 ）

- 第 13 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、辞任又は任期の満了後においても、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（ 評議員に対する報酬等 ）

- 第 14 条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規程による。

第 5 章 評 議 員 会

(構成及び権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、つぎの事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の職務の遂行に要する費用の支払いに関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 長期借入金又は多額の借財の承認並びに重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (6) 公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与及び残余財産の贈与
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することはできない。

(開 催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 18 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経

ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 19 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

2 評議員会長が欠席の場合は、出席した評議員の中から議長を選出する。

(定足数)

第 20 条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 21 条 評議員会の決議は、法令で定められた事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、選任することとする。

(決議の省略)

第 22 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについては、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会規程)

第 25 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

第 6 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名以上4名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選 任)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事 の 職 務 及 び 権 限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 監事は、この法人の各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。
- (4) 監事は、この法人の評議員会及び理事会に出席し意見を述べる。
- (5) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告する。
- (6) 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- (7) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- (8) 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (9) 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

- 第 30 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 31 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取扱いについては、第 45 条に定める理事会規程によるものとする。

(名誉理事長並びに名誉顧問及び顧問)

第 34 条 この法人に、名誉理事長並びに名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、吉川家ご当主に委嘱する。

- 3 名誉顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めて選任し、理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、特に功績のあった評議員、理事及び監事のうちから、理事会において任期を定めて選任し、理事長が委嘱する。
- 5 名誉理事長並びに名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 名誉理事長並びに名誉顧問及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べるすることができる。

第 7 章 理 事 会

(設 置)

- 第 35 条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

- 第 36 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) この法人の業務執行の決定
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 代表理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(開 催)

- 第 37 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。
- 2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から

2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第29条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席の場合は、常務理事が代行する。

3 理事長及び常務理事が欠席の場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(定 足 数)

第 40 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(決 議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第 45 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われる決議により変更することができる。ただし、第 3 条に規定する目的、第 4 条第 1 項に規定する事業及び第 11 条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的、第 4 条第 1 項に規定する事業及び第 11 条に規定する評議員の選任及び解任の方法については、変更することができる。

3 「公益認定法」第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 47 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われる決議により、他の「一般法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予め変更認定申請をし、変更認定を受けなければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、「一般法人法」第 202 条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 49 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）において、「公益認定法」第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議により、「公益認定法」第 5 条第 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 51 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局等)

- 第 52 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 舎 監

(舎 監)

- 第 53 条 この法人に、寮施設である岩陽学舎の管理・運営のため、舎監を置く。
- 2 舎監は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 3 舎監の職務及び権限については、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第 54 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会及び評議員会等の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 56 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

第 12 章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第 55 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人または団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 情報公開

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 57 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事は、向阪 啓、伊藤進吾、三分一宏忠、松井宏通、大田憲明

監事は、川神敬基、菊元 斉

4. この法人の最初の理事長は向阪 啓、常務理事は伊藤 進吾とする。

5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

藤井主税、谷本 浩、松重義信、光井 純、山口祐司

別表第1

この法人の基本財産は次のとおり。

・土地	387.55㎡	大田区中央三丁目465番2	140.82㎡
		大田区中央三丁目465番4	198.34㎡
		大田区中央三丁目466番3	48.39㎡
・建物	675.26㎡	大田区中央三丁目31-15	
・建物附属		大田区中央三丁目31-15	
・什器備品		大田区中央三丁目31-15	
		給水ポンプ、ファクシミリ、パソコン、アンテナ増設、集合ポスト アンテナ、給湯器、ミニキッチン、家具一式	